

## 実地指導結果 サービス種別：共同生活援助

令和元年6月30日現在（「所在地」「事業所名」は実地指導日現在）

申請者名	所在地	事業所名	実地指導日	文書による指導の内容	指導に対する 是正状況	備考
社会福祉法人 室戸はまゆう 会	室戸市	河内はまゆう ホーム	H30.9.27	① 利用者に対して金銭の支払を求める際は、金銭の用途及び額並びに支払を求める理由について書面によって明らかにすること。 ② 預り金等の管理について、「高知県指定障害福祉サービス事業者等指導・監査要綱（別紙）第1章第5関係県主眼事項及び着眼点」に基づき適正に管理すること。	①改善済 ②改善済	
社会福祉法人 高知県知的障 害者育成会	南国市	ライフサポ ート大津	H31.1.30	なし		
社会福祉法人 一条協会	四万十市	ぼっちり村	H30.11.22	① 法定代理受領で訓練等給付費の支給を受けた場合は、利用者に対しその額を通知すること。 ② 入居者の入居又は退居に際しては、事業者の名称、入居又は退居の年月日等を市町村に報告すること。 ③ 運営規程の入居定員及び利用者から受領する費用を修正し、変更届を10日以内に知事に届け出ること。 ④ 防災対策マニュアルの概要を掲示し、1年に4回以上、避難、救出その他必要な訓練を行うこと。 ⑤ 火災が発生した際の利用者への支援方法を個別支援計画に記載すること。 ⑥ 入院時支援特別加算について1月に1回を超えて請求している事例については、返還等の措置を講じること。	①改善済 ②改善済 ③改善済 ④改善済 ⑤改善済 ⑥改善済	
特定非営利活 動法人わくわ くライフス テージ	高岡郡佐川町	グループホ ームこじゃん とはたら来家 さかわ	H30.7.31	① 非常災害に備えるため、1年に4回以上、避難、救出その他必要な訓練を行うこと。 ② 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録などサービスの提供に関する記録は、提供した日から5年間保管すること。 ③ 預り金等の管理について、「高知県指定障害福祉サービス事業者等指導・監査要綱（別紙）第1章第5関係県主眼事項及び着眼点」に基づき適正に管理すること。	①改善済 ②改善済 ③改善済	